

[事案 2024-82] 既払込保険料返還等請求

・令和7年2月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年12月に契約した団体保険2件（契約①②）について、以下等の理由により、契約①の既払込保険料を返還してほしい（請求①）。また、契約①の保険料を充当して契約②を終身保障に変更してほしい（請求②）。

- (1) 請求①について、契約①に特別条件が付加されていることは不当である。
- (2) 請求②について、契約②加入時に募集人から終身保障であるとの説明を受け、終身保障だと理解した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、申立人は特別条件を承諾し、契約①を継続している過程において給付金請求を行い、生命保険契約の保障を享受した。
- (2) 請求②について、意向確認書における加入意向、申込書の保険期間の記載内容等から、契約②は保障期間に満了があることが確認でき、さらに、保険証券、契約内容通知文書、生命保険料控除証明書において、保障期間を明確に記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約①②加入時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。